

青森県報

号外第十二号

平成十八年
三月一日
(水曜日)

目次

告 示

おいらせ町の設置に伴う人口……………(市) 興町 課 村 …… 一

町区域の画定……………(同) …… 一

流域下水道に接続し、及び下水を処理することができる公
共下水道の一部改正……………(都市計画課) …… 三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) …… 三

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則及び青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(企画政策課) …… 四

告 示

青森県告示第百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十八年三月一日から、上北郡百石町及び同郡下田町を廃し、その区域をもって上北郡おいらせ町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

おいらせ町 二万四千百七十八人

青森県告示第百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、おいらせ町長職務執行者からおいらせ町の町の区域を次のとおり新たに画する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

旧百石町の区域

変 更 後	変 更 前
牛込平	字牛込平
後田	字後田
内山平	字内山平
風嵐	字風嵐
上明堂	字上明堂
上前田	字上前田
下明堂	字下明堂
下前田	字下前田
下屋敷	字下屋敷
新助川原	字新助川原
新田	字新田
千刈田	字千刈田
堤田	字堤田
苗平谷地	字苗平谷地

旧下田町の区域

上久保	上川原	獺野	鶉久保山	鶉久保	犬毛谷地	洗平	阿光坊	明土	秋堂	赤田前	変 更 後	沼端
字上久保	字上川原	字獺野	字鶉久保山	字鶉久保	字犬毛谷地	字洗平	字阿光坊	字明土	字秋堂	字赤田前	変 更 前	字沼端
												東後谷地
												東下川原
												東下谷地
												東前川原
												一川目
												深沢平
												堀ノ内
												向平

中下田	苗振谷地	豊	土取	館越	立蛇	丈の端	高田	染屋	外小橋	神明前	上水下	下境	三本木	三九郎	境田	小前谷地	黒坂谷地	北下田	木崎	川端	萱の前	上谷地
字中下田	字苗振谷地	字豊	字土取	字館越	字立蛇	字丈の端	字高田	字染屋	字外小橋	字神明前	字上水下	字下境	字三本木	字三九郎	字境田	字小前谷地	字黒坂谷地	字北下田	字木崎	字川端	字萱の前	字上谷地

中平下長根山	字中平下長根山
中野平	字中野平
中谷地	字中谷地
菜飯	字菜飯
西後谷地	字後谷地
新敷	字新敷
西下川原	字下川原
西下谷地	字下谷地
西前川原	字前川原
沼小屋	字沼小屋
馳下り	字馳下り
浜道	字浜道
彦七川原	字彦七川原
瓢	字瓢
古間木山	字古間木山
間木	字間木
南下田	字南下田
向川原	字向川原
向山	字向山

青森県告示第百五十一号

昭和六十二年三月二十八日青森県告示第百六十二号（流域下水道に接続し、及び下水を処理することができる公共下水道）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月一日

表中「百石町が管理する公共下水道」を削り、「下田町」を「おいらせ町」に改める。

青森県告示第百五十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「百石支店	上北郡百石町字上明堂	「を削り、
「六ヶ所支店	上北郡六ヶ所村大字尾駮	「を
「六ヶ所支店	上北郡六ヶ所村大字尾駮	「を
「百石支店	上北郡おいらせ町上明堂	「に改める。

第二号の表中

「十和田信用金庫下田支店	上北郡下田町字中下田	「を
「十和田信用金庫下田支店下田シヨッピングセンター出張所	上北郡下田町字中野平	「を
「十和田信用金庫下田支店	上北郡おいらせ町中下田	「に改め、
「十和田信用金庫下田支店下田シヨッピングセンター出張所	上北郡おいらせ町中野平	「に改め、
「青森県信用組合百石支店	上北郡百石町字下明堂	「を削り、
「青森県信用組合六ヶ所支店	上北郡六ヶ所村大字尾駮	「を
「青森県信用組合六ヶ所支店	上北郡六ヶ所村大字尾駮	「に改め、
「青森県信用組合百石支店	上北郡おいらせ町上明堂	「を
「ももいし農業協同組合	上北郡百石町字上前田	「を
「ももいし農業協同組合百石実行支店	上北郡百石町字下明堂	「を

公 安 委 員 会

「 ももいし農業協同組合 ももいし農業協同組合百石実行 支店	上北郡おいらせ町上前田 上北郡おいらせ町下明堂	に改め、
「 下田町農業協同組合	上北郡下田町字馳下り	」を
「 下田町農業協同組合	上北郡おいらせ町馳下り	」に改め、
「 大間漁業協同組合	下北郡大間町大字大間	」を削る。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則及び青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第四号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則及び青森県道路交通規則の一部を改正する規則

(交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部改正)

第一条 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二三沢警察署の項中

を

「 上北郡百石町字上前田一二五番地三	上北郡百石町二川目一丁目六番地二一六
「 上北郡下田町字中下田一三五番地二	

「 上北郡おいらせ町上前田一二五番地三	上北郡おいらせ町二川目一丁目六番地二一六
「 上北郡おいらせ町中下田一三五番地二	

に改める。

(青森県道路交通規則の一部改正)

第二条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表一般国道四十五号線の項中「青森県上北郡下田町字菜飯四五番地一まで」を「青森県上北郡おいらせ町菜飯四五番地一まで」に改め、同表一般国道三百三十八号線の項中「青森県上北郡下田町字苗振谷地二六番地六まで」を「青森県上北郡おいらせ町苗振谷地二六番地六まで」に改め、同表県道三沢十和田線の項中「青森県上北郡下田町字上久保六三番地四三まで」を「青森県上北郡おいらせ町上久保六三番地四三まで」に改め、同表県道八戸百石線の項中「青森県上北郡百石町一川目一丁目九九番まで」を「青森県上北郡おいらせ町一川目一丁目九九番まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭